

施設利用申請書

申請者	住所 〒	
	団体名	電話
		FAX
	当日の責任者 氏名 携帯番号	
利用日	年 月 日 (曜日)	
利用時間	時 分 ~ 時 分 (計 時間)	
来園手段	自家用車 台 バス 台 (マイクロ 大型) 他 (駐車場の確保を約束するものではありません)	
利用目的		
利用場所	芝生広場 ステージ (該当の方に○をして下さい)	
来園予定人数	名 (大人 名 小人 名)	
雨天時	中止 決行 延期 (月 日)	
昼食の有無	各自 弁当持参 無 食堂利用 食堂へ弁当注文 (当日の食堂利用は、大人数には対応できない場合あり 弁当の予約をお勧めします)	

※ 芝生広場では火器厳禁

※ ゴミは各自持ち帰り、使用後は清掃してください

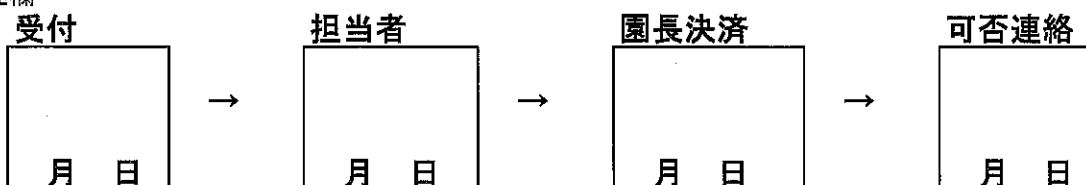
※ その他、利用規約を守って下さい

松阪市森林公園

TEL 0598-58-0040

FAX 0598-58-0048

当園処理欄



松阪市森林公園 施設（芝生広場・ステージ）利用規約

施設利用について

- ①予約は、利用日の3ヶ月前の1日からの受付とする。
- ②仮予約後、7日以内に申請書を提出し、予約完了とする。
提出のない場合、仮予約は取り消されるものとする。
- ③予約の取り消し、変更は利用日の7日前までに届け出なければならない。
- ④利用時間は、9:00～17:00（完全撤収）を原則とする。
- ⑤申請書と同時に、問い合わせ先・担当者（当日の連絡先 携帯含む）・利用目的がわかる印刷物（チラシ・パンフレットなど）または書面を提出しなければならない。
- ⑥営利・販売・勧誘・宗教・政治等を目的とした利用は不可。
- ⑦使用目的は、当園の使用コンセプト「森林を活かした健康・学習」にふさわしいものを原則とする。（当園の担当者に相談すること）
- ⑧来園された他のお客様に対して不快感を与える行為は行わないこと。
（騒音・悪臭・勧誘・販売・宣伝など）
- ⑨集客規模により、利用者は駐車場案内スタッフを配置しなくてはならない。
（60名以上～ 第二駐車解放の為、スタッフ必要）
- ⑩テント・机・椅子・マイク・電源等は基本的に持ち込みとする。当園のものを使用する場合、利用料を徴収する。
- ⑪利用中に生じた事故は、すべて使用者の責任とする。器物を損傷した場合、現状復帰または弁償しなければならない。
- ⑫利用後は、利用者が清掃・現状回復を行うこと。（利用時間を含む）
- ⑬ゴミはすべて持ち帰ること。
- ⑭利用前、利用後は必ず、管理棟へ立ち寄ること。
- ⑮当日、中止が決定した場合、利用者が中止の案内周知を行うこと。
- ⑯利用規約に違反があった場合、開催中であっても使用の中止を求めるものとする。

松阪市森林公園 | (msk-shinrin-kouen.or.jp)

〒515-0845 松阪市伊勢寺町 1678

TEL0598-58-0040 FAX0598-58-0048